

家畜保健衛生所情報

令和5年1月4日

家畜伝染病予防法第9条に基づく 緊急的な消毒の実施について（2回目）

年末年始における全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、大阪府では、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止に万全を期するため、以下のとおり告示しましたので、緊急消毒の対応をお願いします。

大阪府告示第7号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを命ずる。

令和5年1月4日

大阪府知事 吉村 洋文

1 実施の目的

監視伝染病の発生の予防

2 病名、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施する区域及び実施の方法 別表のとおり

3 実施の期日

令和5年1月10日から同年2月28日まで

4 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

別表

| 病名 | 家畜の種類及び範囲 | 実施する区域 | 実施の方法 |
|----------------------------|--|--------|--|
| 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ | 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥（100羽以上所有する者）又はだちょう（10羽以上所有する者） | 府内全域 | 畜舎の存する敷地（畜舎の周辺及び敷地の境界線の付近の部分に限る。）への消石灰等の散布 |

《消石灰散布の方法》

〈散布箇所〉

- 家さん舎の周囲及び境界線の付近を幅 1 m 以上

〈散布量〉

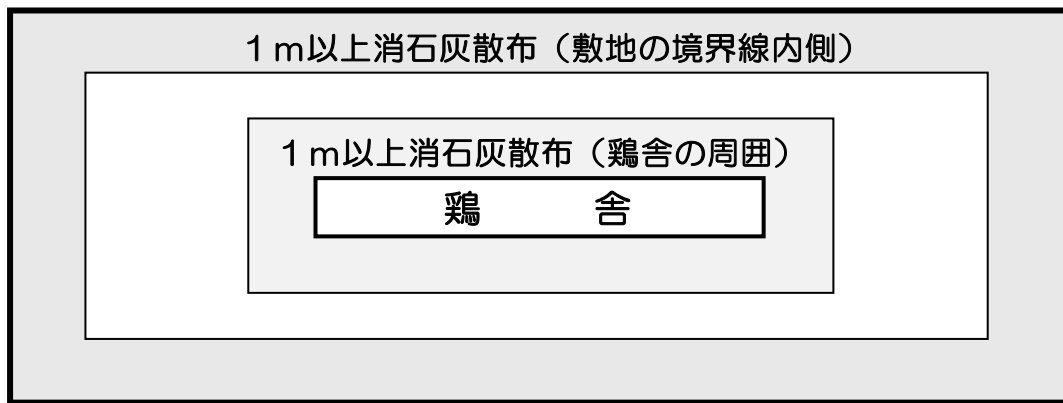
- 0.5~1.0 kg/m²
- 1 袋 (20 kg) で幅 1 m、長さ 10~20 m
- 地面の表面がムラなく白くなる程度に均一に撒いて下さい。

〈散布時の注意〉

- 消石灰は強いアルカリ性です。取り扱いには十分注意し、散布時はゴム手袋、マスク、ゴーグル、長袖作業着、帽子などを必ず着用して下さい。
- 万が一、目や喉に入ったり、皮膚などに付着した場合は、速やかに水で洗い流して下さい。
- 散布に際しては、周囲に十分配慮し、周辺に人がいないことを確認してから散布するようにして下さい。



《消石灰散布のイメージ》 (*色付部分が石灰散布範囲)



《改めて飼養衛生管理基準の遵守状況の点検をお願いします!!》

家畜保健衛生所からも、特に下記の 7 項目に対して一斉点検を実施します。
ご自身でも下の表を使って点検して下さい。

| 点検内容 | ○,× |
|---------------------------------------|-----|
| ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (項目 13) | |
| ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (項目 14) | |
| ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (項目 15) | |
| ④ 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等 (項目 20) | |
| ⑤ 家さん舎ごとの専用の靴の設置及び使用 (項目 21) | |
| ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (項目 24) | |
| ⑦ ねずみ及び害虫の駆除 (項目 26) | |

本情報に関するお問い合わせは

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152